

下水道使用料の改定（素案）について ～令和8年4月から下水道使用料の改定を予定しています～

☎ 上下水道課下水道係 (☎ 44-2136)

金ケ崎町下水道事業中期経営計画（令和2年度～令和11年度）において、持続的・安定的にサービスを提供していくため、令和2年度に20%、令和5年度及び令和8年度に約15%の使用料改定を計画していたところ。これに基づき、令和2年度に20%の使用料改定を実施しましたが、その後、経費削減や経営改善に向けた取り組みを行い、令和5年度の使用料改定は実施せず、現行の下水道使用料により経営を維持してきました。しかし、物価高騰の状況下において、維持管理に必要な経費がさらに増加していくことが見込まれる一方、使用料収入は人口減少や節水機器の普及等により減少が見込まれ、経営環境は大変厳しい状況にあります。今後も安定的にサービスを提供していくため、令和8年4月利用分からの下水道使用料の改定を予定しています。

公共下水道・農業集落排水使用料金（税抜き）

使用区分	使用料単価（円）		
	現行	改定（案）	
基本使用料	1,200	1,500	
従量使用料 （1㎡につき）	1㎡～10㎡	130	140
	11㎡～20㎡	210	220
	21㎡～30㎡	240	250
	31㎡～40㎡	280	310
	41㎡～50㎡	290	320
	51㎡～100㎡	320	350
	101㎡～500㎡	330	360
501㎡～	350	380	

1か月あたりの使用水量別比較表（税抜き）

使用水量	月額使用料（円）		増加額（円）
	現行	改定（案）	
6㎡	1,980	2,340	360
12㎡	2,920	3,340	420
20㎡	4,600	5,100	500
25㎡	5,800	6,350	550
30㎡	7,000	7,600	600
35㎡	8,400	9,150	750
40㎡	9,800	10,700	900



浄化槽使用料金（税抜き）

使用区分	使用料（円）	
	現行	改定（案）
5人～10人槽	2,400	2,700

使用料改定に係る説明会

下水道事業の現状や使用料改定の概要を説明するため、右記のとおり説明会を開催します。お住まいの地区にかかわらず、どの日程でも参加できます。

日時		場所
10月30日（木）	午後6時～7時30分	街地区生涯教育センター
10月31日（金）	午後6時～7時30分	三ヶ尻地区生涯教育センター
11月1日（土）	午後1時30分～3時	中央生涯教育センター
11月4日（火）	午後6時～7時30分	南方地区生涯教育センター
11月6日（木）	午後6時～7時30分	西部地区生涯教育センター
11月7日（金）	午後6時～7時30分	永岡地区生涯教育センター
11月11日（火）	午後6時～7時30分	北部地区生涯教育センター

不足額給付申請受付は10月31日まで

☎ 保健福祉センター福祉係 (☎ 44-4560)

昨年度に行った定額減税補足給付金（調整給付）に不足が生じた人に不足額給付を実施しています。令和7年1月1日に金ケ崎町に住所を有し、次の不足額給付1または不足額給付2のいずれかの条件に当てはまる人が対象です。

不足額給付1 差額分を給付

対象となる方で令和6年1月2日以降に金ケ崎町に転入された方は申請が必要です。

●対象となる方 本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で不足額が生じた方
例えば…

- ・退職などの理由で令和6年分の所得が令和5年分の所得より減少した方
- ・令和6年中にこどもの出生などで扶養親族が増えたことにより、定額減税可能額が大きくなった方
- ・令和6年度新入社員など令和5年中に所得がなかったため未申告だったが、就職等により令和6年分所得税が発生した方 など

不足額給付2 原則4万円を給付

対象となる方が給付金を受け取るためには申請が必要です。

●対象となる方 次の要件をすべて満たす方

- ・令和6年分所得税、令和6年度個人住民税所得割が0円で、本人として定額減税が対象外
- ・税制度上の扶養親族の対象外（事業専従者や合計所得48万円超の方）
- ・低所得世帯向け給付※の対象世帯員になっていない方

※令和5年度非課税世帯への給付（7万円）、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）、令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税世帯への給付（10万円）

●申請方法：保健福祉センター備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ添付書類とともに提出
※町ホームページから申請書をダウンロードできます。

高齢者の予防接種費用を助成します

☎ 保健福祉センター元気100歳支援係 (☎ 44-4560)

町では、高齢者インフルエンザ予防接種及び高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種費用の一部を助成します。対象者には10月上旬に受診票（予診票）を送付しますので、接種を希望する場合は、期間内に忘れずに受けてください。

(1) 対象者 下記に該当し、かつ本人が自らの意思により接種を希望する人

- ・満65歳以上の人
- ・満60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器等に障がいのある人（身体障害者手帳1級）

(2) 内容

	インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症
公費助成期間	令和8年1月31日まで	令和8年3月31日まで
接種回数	1回	
自己負担金	1,800円	7,600円

※生活保護世帯及び令和7年度町民税非課税世帯は無料。医療機関により自己負担金が異なる場合があります。

(3) 実施場所 受診票発送時の同封資料参照

(4) 注意事項 ・公費助成期間外の接種は全額自己負担となります。
・受診票の再発行には限りがありますので、紛失しないようにしてください。